

桑折町町制施行70周年記念ロゴマーク使用の手引き

町は、昭和30年1月1日に町制を施行し、令和7年1月1日に、町制施行70周年を迎えます。

この記念すべき年を「アニバーサリーイヤー」と位置づけ、これまでの歩みに思いを馳せるとともに、先人から受け継いだ気概と地域資源を生かし「桑折ならではのまちづくりを推し進め「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」実現するため、【桑折町町制施行70周年記念ロゴマーク】（以下「ロゴマーク」）を制作しました。

当手引きでは、ロゴマークを使用するときの注意点などをとりまとめましたので、使用の際は、必ずご確認をお願いいたします。

1 使用可能なロゴマーク

ロゴマークは、下記に定めるパターンで 사용할 ことができます。不明な点等は総合政策課広報広聴係までお問い合わせください。

(カラーあり)



カラー使用時



単色カラー使用時
(グラデーション調整可)

(カラーなし)



グレースケール使用時
(グラデーション調整可)



単色モノクロ使用時

(注意事項)

- ・色は提供するデータのとおりとします。それ以外の色に変更しないでください。
- ・規定色以外の単色のロゴマークを使用せざるを得ない場合はご相談ください。
- ・書体を変更しないでください。
- ・文言を変更しないでください。
- ・変形および変倍はしないでください。
- ・一部を消去したり、別な要素を付け加えないでください。
- ・原則、影やフチを付けしないでください。

2 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、桑折町に帰属します。

3 ロゴマーク使用の原則

ロゴマークは、別に定める桑折町町制施行 70 周年記念ロゴマーク使用規程に基づき、お使いいただけます。

ただし、次ページ[6]に記載する内容に該当する、または本手引きを遵守しない使い方などが発見された場合には、使用を中止していただくことがあります。

4 使用の際の手続き

ロゴマークを使用する場合には、所定の【桑折町町制施行 70 周年記念ロゴマーク使用申請書】（桑折町ホームページでダウンロードも可）により、事前に桑折町総合政策課に申請を行っていただく必要があります。

★ロゴマークを使用する場合の手続き★

- ① 使用申請
(使用申請書・使用に関する企画書等提出)

- ② 内容審査

- ③ 使用許可または使用不許可の決定
(通知書交付)

5 使用にあたって遵守していただきたいこと

以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークは使用

できません。

- ・町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又は利用するおそれのあるとき。
- ・法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- ・特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援又は、公認しているような誤解を与えるとき又は誤解を与えるおそれがあるとき。
- ・特定の個人・団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠とするなど、独占的に使用し、またはそのおそれがあるとき。
- ・青少年の保護または健全育成の観点から適切でないとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する人が使用するとき。
- ・その他、ロゴマーク本来の使用が適正でないと町長が認めるとき。

6 使用条件

ロゴマーク使用についての条件は次のとおりです。

遵守事項	①桑折町が提供する画像データ（JPEG）を使用してください。 ※インターネットが利用できない方は、総合政策課にご相談ください。 ②使用手引きに定められた使用方法に必ず従ってください。 ③許可された使用内容を逸脱しないでください。 ※使用許可通知後に、使用内容について変更せざるを得ない場合には、改めて町との協議が必要となります。
使用料金	無料
使用期限	令和7年12月31日

7 その他の注意事項

- ・ロゴマーク使用によって生じた問題・トラブルなどについて、桑折町は一切関知いたしません。
- ・ロゴマークを使用した作製物等に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

8 お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせ・ご相談は、下記までお願いします。

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7

桑折町役場総合政策課広報広聴係

電話：024-582-2115

E-Mail：seisaku@town.koori.fukushima.jp